

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	予防接種に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
札幌市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	-

評価実施機関名
札幌市長

公表日
令和7年3月10日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>【予防接種システム】 札幌市では、感染症の発生及びまん延防止のため、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく予防接種の実施に関する事務、給付の支給に関する事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表の14項、126項により個人番号を利用することができますのは、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。</p> <p>については、特定個人情報ファイルを主務省令に定める以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①予防接種の実施に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種履歴の管理・保管等に係る業務</li> <li>・医療機関等での予防接種の実施に係る業務</li> <li>・実施医療機関への委託料の支払いに係る業務</li> <li>・対象者への接種勧奨に係る業務</li> </ul> </li> <li>②健康被害による給付の支給に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種を受けた者が疾病にかかり、障がいの状態となり、又は死亡した場合の健康被害を受けた者への給付の支給に係る業務</li> </ul> </li> </ul>
③システムの名称	予防接種システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表の14項、126項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第10条、第67条の2 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年条例第42号。以下「利用条例」という。) 番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (提供に関する命令の情報提供の根拠) 第2条の表において第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種」又は「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種」が含まれる項(25、26、153、154の項) (提供に関する命令の情報照会の根拠) 第2条の表において第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「予防接種法による予防接種」又は「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種」が含まれる項(25、27、28、29、153の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	札幌市保健福祉局保健所感染症総合対策課
②所属長の役職名	感染症総合対策課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市総務局行政部行政情報課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 札幌市保健福祉局保健所感染症総合対策課
9. 規則第9条第2項の適用	
[ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年5月9日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年5月9日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		<選択肢>
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の留意事項等を遵守の上、情報提供ネットワークシステムによる照会を行う際、職員が直接特定個人情報を扱うことがないような事務運用としていることから、人手を介在させる作業に人為的ミスが発生しないようリスク対策が講じられている。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> 自己点検 ]	[ <input checked="" type="radio"/> 内部監査 ] [ <input type="checkbox"/> 外部監査 ]
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 9) 従業者に対する教育・啓発 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="checkbox"/> 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、毎年少なくとも年1回の研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、府内で漏えい等の事案が発生した等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月10日	I-1. ②事務の概要	<p><b>【予防接種システム】</b> 札幌市では、感染症の発生及びまん延防止のため、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく予防接種の実施に関する事務、給付の支給に関する事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)以下「番号法」という。別表第一の10の項、93の2の項により個人番号を利用することができるには、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)以下「特措法」という。)による予防接種の実施に関する事務であつて主務省令で定めるものとなっている。</p> <p>については、特定個人情報ファイルを主務省令で定める以下の事務を取り扱う。</p> <p>①予防接種の実施に関する事務 ・予防接種履歴の管理・保管等に係る業務 ・医療機関等での予防接種の実施に係る業務 ・実施医療機関への委託料の支払いに係る業務 ・対象者への接種勧奨に係る業務</p> <p>②健康被害による給付の支給に関する事務 ・予防接種を受けた者が疾病にかかり、障がいの状態となり、又は死亡した場合の健康被害を受けた者への給付の支給に係る業務</p>	<p><b>【予防接種システム】</b> 札幌市では、感染症の発生及びまん延防止のため、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく予防接種の実施に関する事務、給付の支給に関する事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)以下「番号法」という。別表の14項、126項により個人番号を利用することができるには、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)以下「特措法」という。)による予防接種の実施に関する事務であつて主務省令で定めるものとなっている。</p> <p>については、特定個人情報ファイルを主務省令で定める以下の事務を取り扱う。</p> <p>①予防接種の実施に関する事務 ・予防接種履歴の管理・保管等に係る業務 ・医療機関等での予防接種の実施に係る業務 ・実施医療機関への委託料の支払いに係る業務 ・対象者への接種勧奨に係る業務</p> <p>②健康被害による給付の支給に関する事務 ・予防接種を受けた者が疾病にかかり、障がいの状態となり、又は死亡した場合の健康被害を受けた者への給付の支給に係る業務</p>	事後	重要な変更に当たらない (根拠規定の改正に基づく修正及びVRS停止に伴う記載の削除)
令和7年3月10日	I-1. ②事務の概要	<p><b>【ワクチン接種記録システム(VRS)】</b> 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事業 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に、接種記録等の登録、管理を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	(全削除)	事後	重要な変更に当たらない (根拠規定の改正に基づく修正及びVRS停止に伴う記載の削除)
令和7年3月10日	I-3. 法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第10条、第67条の2 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年条例第42号)以下「利用条例」という。) 番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	<p>番号法第9条第1項 別表の14項、126項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第10条、第67条の2 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年条例第42号)以下「利用条例」という。) 番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	事後	重要な変更に当たらない (根拠規定の改正に基づく修正)
令和7年3月10日	I-4. ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)第3欄(「情報提供者」)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(「特定個人情報」)に「予防接種法による予防接種」又は「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種」が含まれる項(16-2、16-3及び15-2の項) (別表第二における情報照会の根拠)第1欄(「情報照会者」)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(「事務」)に「予防接種法による予防接種」又は「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種」が含まれる項(16-2、17、18、19及び115-2の項)</p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号、に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令</p> <p>(提供に関する命令の情報提供の根拠) 第2条の表において第3欄(「情報提供者」)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(「特定個人情報」)に「予防接種法による予防接種」又は「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種」が含まれる項(25、26、153、154の項)</p> <p>(提供に関する命令の情報照会の根拠) 第2条の表において第1欄(「情報照会者」)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(「事務」)に「予防接種法による予防接種」又は「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種」が含まれる項(25、27、28、29、153の項)</p>	事後	重要な変更に当たらない (根拠規定の改正に基づく修正)
令和7年3月10日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	<p>【人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か】 特に力を入れている 【判断の根拠】 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の留意事項等を遵守の上、情報提供ネットワークシステムによる照会を行う際、職員が直接特定個人情報を扱うことがないような事務運用としていることから、人手を介在させる作業に人為的ミスが発生しないようリスク対策が講じられている。</p>		様式改定に伴う追加
令和7年3月10日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	<p>【最も優先度が高いと考えられる対策】 従業者に対する教育・啓発 【当該対策は十分か【再掲】】 特に力を入れている 【判断の根拠】 特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む)等に対し、毎年少なくとも年1回の研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等の事案が発生した等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから従業者に対する教育・啓発が「十分に行っている」と考えられる。</p>		様式改定に伴う追加